

諏訪6市町村にある美術館・博物館等無料入館のお知らせ

対象は、諏訪6市町村に在住・在学している小中学生です。

7月1日から実施します

学校5日制の実施に伴い、課外学習の場として諏訪6市町村にある、公共の美術館・博物館・考古館・資料館・旧家等の施設を小中学生に無料開放し、学習の場として活用していただくことを目的としております。

富士見町に在住・在学している小中学生は、それぞれの施設の入館時に、富士見町図書館で既に発行してあります利用者カードを提示すれば入館できます。

各市町村の無料開放する施設は次のとおりです。

- 岡谷市
 - *岡谷蚕糸博物館
 - *岡谷美術考古館
 - *旧林家住宅
 - *旧渡辺家住宅
 - *イルフ童画館
- 諏訪市
 - *諏訪市博物館
 - *諏訪市美術館
 - *諏訪市原田泰治美術館

- 茅野市
 - *茅野市八ヶ岳総合博物館
 - *茅野市尖石縄文考古館
 - *茅野市神長官守矢資料館
 - *茅野市美術館
 - 下諏訪町
 - *下諏訪町諏訪湖博物館・赤彦記念館
 - *下諏訪町歴史民俗資料館
 - *今井邦子文学館
 - 富士見町
 - *富士見町高原のミュージアム（コミュニティプラザ二階の博物館）
 - *富士見町井戸尻考古館・歴史民俗資料館
 - 原村
 - *原村歴史民俗資料館
- 以上20箇所です。
- 各施設の利用は、他の利用者に迷惑をかけないように、『騒がず』『静かに』『落着いて』利用しましょう



高原のミュージアム



井戸尻考古館

お知らせ

役場
TEL 62-9324
FAX 62-4481

戦没者等の妻及び父母等の皆さんへ

特別給付金が継続支給されます
●平成15年4月1日において公務

扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻の方で、次のいずれかの要件をみたす方に額面200万円の特別給付金が支給されます。

*第17回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の妻

*昭和38年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻

●平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格を有し、かつ、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった戦没者の父母等の方で、次のいずれかの要件を満たす方に額面100万円の特別給付金が支給されます。

*第19回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者の父母等

*昭和42年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は資格を有する戦没者の父母等で、かつ、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に子も孫もなく、その後、子又は孫を有するに至らなかった方

請求期限

平成18年3月31日までです。

問い合わせ先

保健福祉課社会福祉係

☎ 62-9144 (有) 9144

長野県庁厚生課保護恩給係

☎ 026-235-7095

(次ページに続く)